

令和5年(2023年)離農農家の 保有農地の権利移動状況調査結果

目 次

I	調査目的及び調査方法等	1
II	調査結果の概要	2
1	離農戸数、保有農地面積及び処分農地面積	2
2	振興局別離農戸数、保有農地面積及び処分農地面積	4
3	離農農家の経営形態及び経営規模	6
4	世帯主年齢別の離農戸数等	9
5	離農の理由	11
6	農地の処分状況	13
7	処分農地の引受先	15
8	処分農地の適用法令別及び権利の種類	19

令和7年(2025年)6月

北海道農政部農業経営局農地調整課

I 調査目的及び調査方法等

1 調査目的

この調査は、令和5年(2023年)に離農農家が保有していた農地の権利移動状況等を調査することにより、離農農家の経営形態、経営規模及び離農理由等の状況を把握するとともに、今後の農地の利活用等に資することを目的とする。

2 調査対象農地

令和5年(2023年)1月1日から12月31日までの間に離農した農家の農地

3 調査方法

農業委員会等(農業委員会を設置していない市町村を含む。)が、農地の権利移動に係る許可事務等で把握している離農農家を対象に調査した。

4 調査内容

- (1) 離農戸数、保有農地面積及び処分農地面積
- (2) 振興局別離農戸数、保有農地面積及び処分農地面積
- (3) 離農農家の経営形態及び経営規模
- (4) 世帯主年齢別の離農戸数等
- (5) 離農の理由
- (6) 農地の処分状況
- (7) 処分農地の引受先
- (8) 処分農地の適用法令別及び権利の種類

5 定義及びその他

(1) 離農農家

離農農家とは、令和5年(2023年)(1月～12月)に農地法又は農業経営基盤強化促進法等の適用を受けて、その保有する農地及び採草放牧地の全部若しくは一部を処分して、又は未処分のまま農業を廃業した経営耕地面積30アール以上の個人農家及び農地所有適格法人とした。

(2) 経営形態

経営形態は、販売収入(農業粗生産額)第1位部門の作目によって決めるものとし、次の7形態とした。

複合経営の場合も主たる経営形態で、次のいずれかに分類している。

- ① 稲作 ② 畑作 ③ 野菜 ④ 果樹 ⑤ 花き ⑥ 酪農 ⑦ 畜産

(3) 採草放牧地の扱い

この調査では、便宜的に農地に含めた。

(4) 自留地

離農後、処分しないで自家菜園的に保有する小面積の土地

(5) 経営主の年齢

ア 離農農家……離農時の満年齢(法人については、代表者の満年齢)

イ 引受農家(処分農地を引受けた農家)……引受時の満年齢(法人については、代表者の満年齢)

(6) 農地の処分形態による農家の区分

ア 全地処分農家…未処分農地がない農家(自留地があっても未処分農地がない限り、全部処分されたと見なす。)

イ 一部処分農家…処分農地と未処分農地がある農家(自留地の有無は問わない。)

ウ 全地未処分農家…処分農地及び自留地がない農家

エ 全地未処分自留地農家…処分農地及び未処分農地がなく、全て自留地として保留している農家

(7) その他留意事項

平成15年(2003年)までは、離農した年のうちに自らの保有農地の全部又は一部を処分した農家のみを調査対象としていたが、平成16年(2004年)以降は、農地を全く処分しなかった農家も含めた。

なお、農地を全く処分しなかった農家は、離農した年に農地の権利移動がないため、日頃の農業委員会等活動を通じ、情報収集を行っている。

Ⅱ 調査結果の概要

1 離農戸数、保有農地面積及び処分農地面積

令和5年(2023年)の離農戸数は678戸で、前年より43戸の増加
離農農家の保有農地面積は13,648.0ha そのうち、処分農地面積は10,563.8ha

- 令和5年(2023年)の全道の離農戸数は678戸で、前年より43戸の増加となっている。
- 離農農家の離農時保有農地面積は13,648.0haで、このうち、処分された面積は10,563.8haで、前年より2,407.0ha多く、保有農地面積の77.4%を占めている。
離農農家1戸当たりでみると、保有農地面積は20.1haで、このうち処分された農地面積は、15.6haとなっている。

表 1 離農戸数、離農時保有農地面積及び処分農地面積の推移

(単位:戸、ha、%)

	離農戸数	離農時保有農地面積	処分農地面積	処 分 率	離農農家1戸当たり	
					離農時保有農地面積	処分農地面積
S45	4,706		29,131.0			6.2
50	2,537		11,936.6			4.7
55	1,415		6,269.7			4.4
60	1,316		7,942.1			6.0
H2	1,739		11,850.3			6.8
7	1,186		10,413.9			8.8
12	1,134		12,432.3			11.0
17	915	9,400.4	8,478.0	90.2	10.3	9.3
22	636	7,589.2	6,727.4	88.6	11.9	10.6
27	774	9,985.5	9,136.3	91.5	12.9	11.8
R元	596	8,760.5	7,404.0	84.5	14.7	12.4
2	595	8,345.8	7,068.9	84.7	14.0	11.9
3	525	8,983.8	7,053.3	78.5	17.1	13.4
4	635	10,784.7	8,156.8	75.6	17.0	12.8
5	678	13,648.0	10,563.8	77.4	20.1	15.6
R5-R4	43	2,863.3	2,407.0	1.8	3.1	2.8
R5/R4	106.8	126.5	129.5	102.4	118.2	121.9

- 注: 1 令和5年(2023年)の離農戸数678戸の内訳
全地処分農家536戸、一部処分農家68戸、全地未処分(自留地含む)農家74戸
- 2 令和5年の保有農地13,648.0haの内訳
処分農地10,563.8ha、未処分農地2,891.2ha、自留地193.0ha
- 3 離農時保有農地面積は、離農農家が離農時に保有していた全ての所有農地、借入地及び貸付地の合計
- 4 処分農地面積は、令和5年に離農した農家が、同年に処分した農地であり、それ以前に離農した農家が、令和5年になって処分した農地面積を含んでいない。

図 1-1 離農戸数の推移

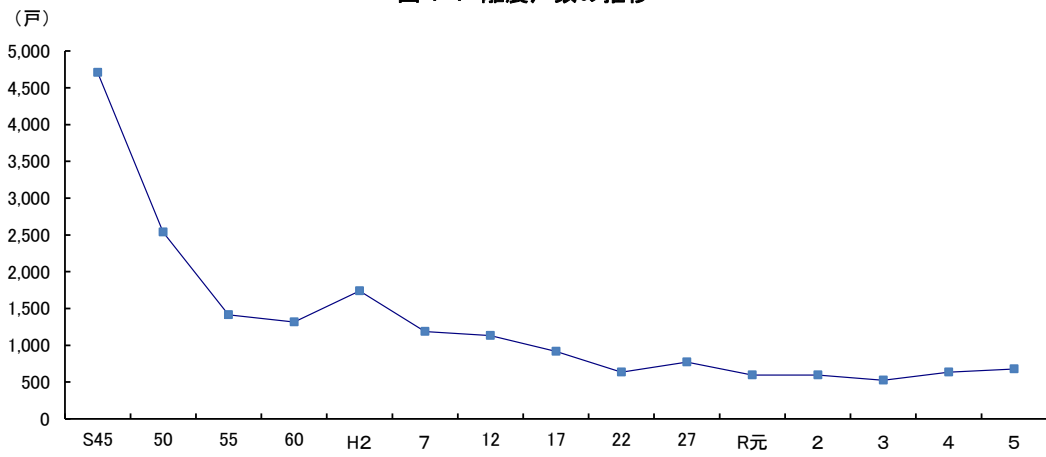


図 1-2 離農に伴う処分農地面積の推移

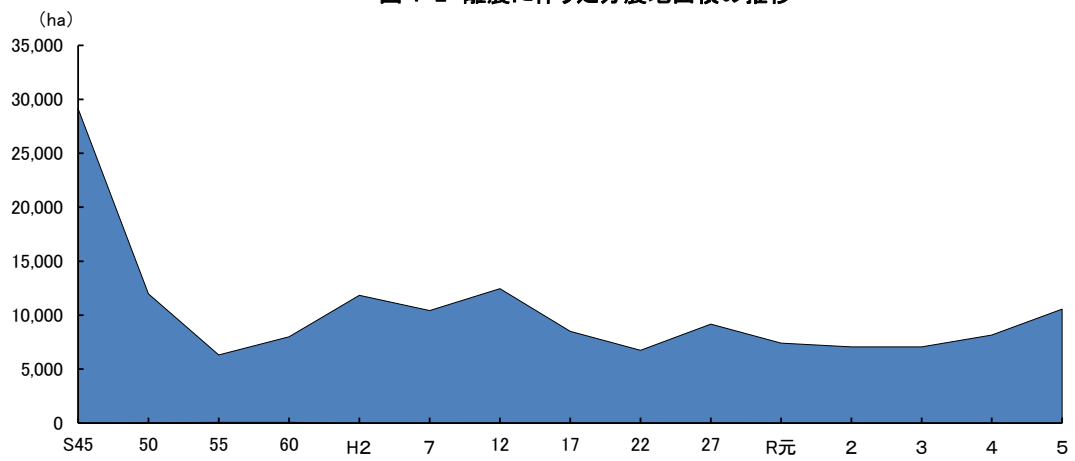
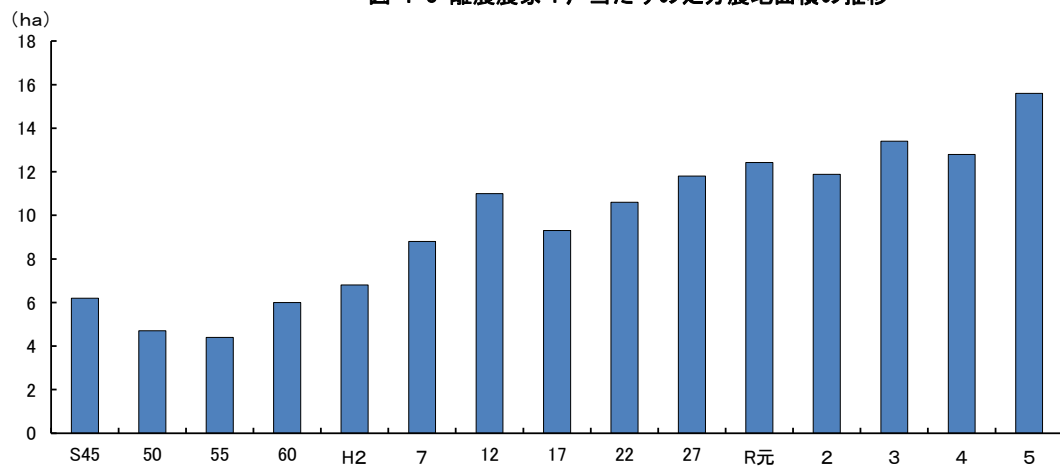


図 1-3 離農農家 1 戸当たりの処分農地面積の推移



2 振興局別離農戸数、離農時保有農地面積及び処分農地面積

- 離農農家は、上川が168戸と最も多く、次いで空知の145戸と、2振興局で全体の46.2%を占めている。この他では、十勝が76戸、オホーツクが52戸となっている。
- 離農時の保有農地面積は、宗谷が2,495.4haと最も多く、次いで空知が1,898.9haであり、この2振興局が全体の32.2%を占めている。
- 処分農地面積では、空知が1,829.4haと最も大きく、次いで十勝の1,590.7haとなっている。処分農地の処分率は、全体では77.4%だが、渡島、留萌、宗谷では小さくなっている。
- 離農農家1戸当たりの処分農地面積は、根室が55.2ha、宗谷が40.0haと大きくなっている。これに対し、渡島が3.3ha、檜山が5.5haと小さくなっている。

表 2 振興局別の離農戸数と保有農地面積等の推移

(単位: 戸、ha、%)

振興局	離 農 戸 数				保 有 農 地 面 積			処 分 農 地 面 積			R5年 処分率
	R3年	R4年	R5年	うち農地 処分戸数	R3年	R4年	R5年	R3年	R4年	R5年	
空 知	155	150	145	141	1,307.3	1,100.0	1,898.9	1,107.8	928.1	1,829.4	96.3
石 狩	21	33	39	38	145.8	257.0	390.6	138.6	211.1	337.3	86.4
後 志	34	33	26	24	165.2	259.3	215.7	107.1	203.0	175.5	81.4
胆 振	7	7	16	15	55.9	32.4	123.4	55.9	32.0	106.7	86.5
日 高	24	23	25	25	148.6	232.0	278.1	145.0	207.4	277.8	99.9
渡 島	18	21	28	6	162.6	144.8	167.6	126.2	56.6	92.4	55.1
檜 山	8	8	9	6	62.7	82.3	67.6	33.2	57.4	49.2	72.9
上 川	107	165	168	168	920.1	1,603.4	1,658.9	895.4	1,567.3	1,583.3	95.4
留 萌	12	17	10	5	263.9	289.1	362.4	226.9	258.7	114.9	31.7
宗 谷	15	26	32	19	1,254.6	1,628.6	2,495.4	677.5	945.2	1,278.4	51.2
オホーツク	45	52	52	46	1,029.1	1,308.8	1,210.4	812.2	957.0	901.1	74.4
十 勝	36	56	76	69	888.7	1,321.2	1,767.1	858.2	1,168.8	1,590.7	90.0
釧 路	16	15	25	19	979.1	789.3	1,232.2	965.8	784.3	736.6	59.8
根 室	27	29	27	23	1,600.3	1,736.5	1,779.9	903.5	779.9	1,490.3	83.7
全 道	525	635	678	604	8,983.8	10,784.7	13,648.0	7,053.3	8,156.8	10,563.8	77.4

図 2-1 振興局別離農戸数の推移

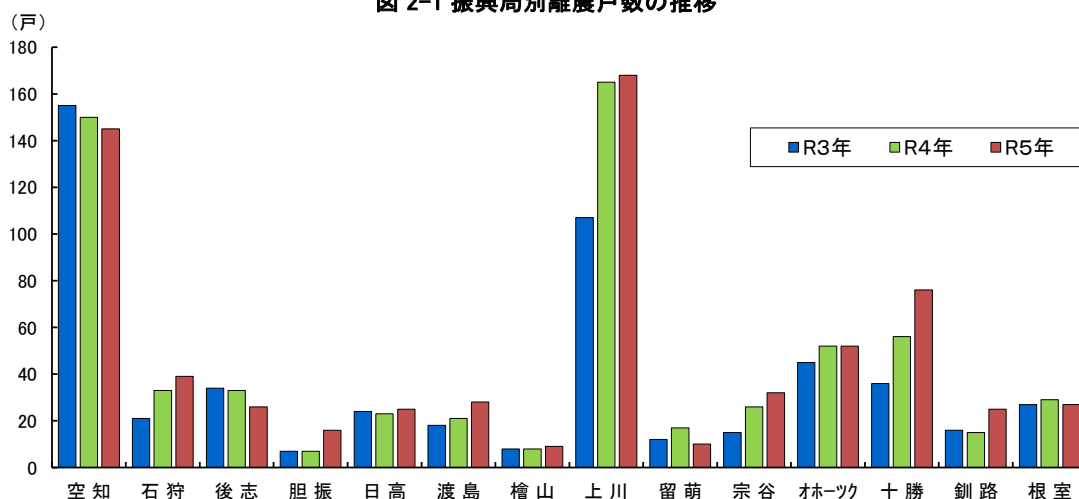


図 2-2 振興局別離農戸数の割合(R5)

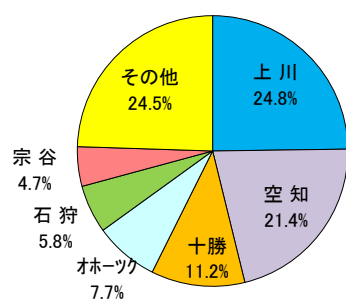


図 2-3 振興局別保有農地面積の割合(R5)

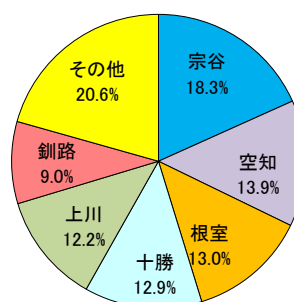


図 2-4 振興局別処分農地面積の推移

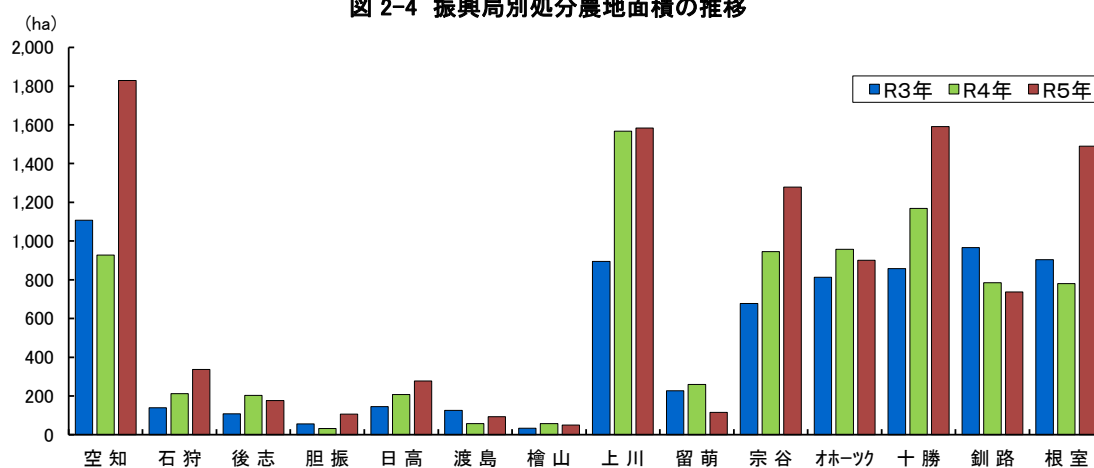
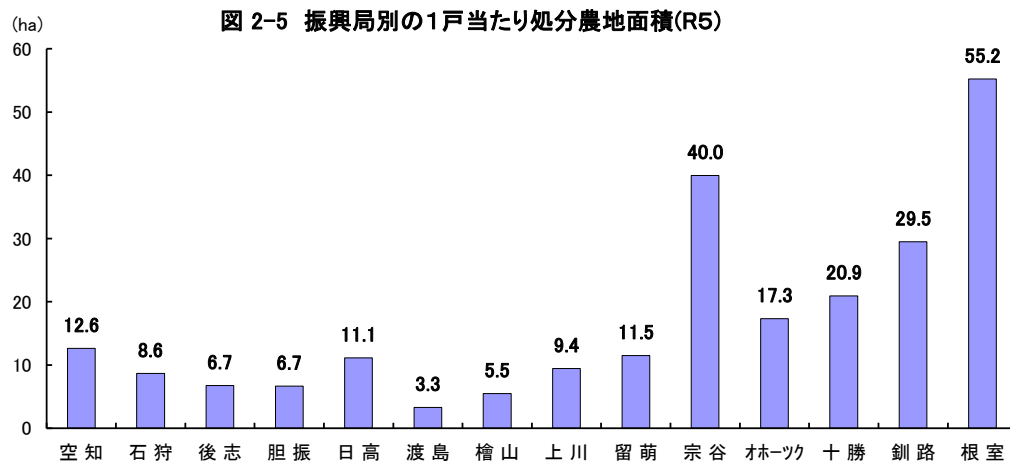


図 2-5 振興局別の1戸当たり処分農地面積(R5)



3 離農農家の経営形態及び経営規模

離農農家の約53%は、10ha未満の経営規模

- 離農農家を経営形態別にみると、稲作が38.3%、次いで畑作の33.9%、酪農の18.3%となっている。
- 保有農地面積では、酪農が51.5%と大きく、次いで畑作の20.6%、稲作の18.9%となっており、1戸当たりでは、酪農が56.7haと大きく、次いで畜産の29.9ha、畑作の12.2haとなっている。
- 処分農地面積では、酪農が45.7%と大きく、次いで稲作の23.5%、畑作の22.5%となっており、1戸当たりでは、酪農が38.9haと大きく、次いで畜産の20.3ha、畑作の10.3haとなっている。

表 3-1 経営形態別離農戸数及び保有農地面積等(R5)

	稲 作	畑 作	野 菜	果 樹	花 き	酪 農	畜 産	計
離農戸数	260 (38.3)	230 (33.9)	24 (3.5)	2 (0.3)	3 (0.4)	124 (18.3)	35 (5.2)	678 (100.0)
保有農地面積	2,578.5 (18.9)	2,805.9 (20.6)	169.5 (1.2)	7.4 (0.1)	11.2 (0.1)	7,028.5 (51.5)	1,047.1 (7.7)	13,648.0 (100.0)
同離農農家 1戸当たり	9.9	12.2	7.1	3.7	3.7	56.7	29.9	20.1
処分農地面積	2,479.2 (23.5)	2,377.0 (22.5)	151.3 (1.4)	7.4 (0.1)	11.0 (0.1)	4,826.2 (45.7)	711.8 (6.7)	10,563.8 (100.0)
同離農農家 1戸当たり	9.5	10.3	6.3	3.7	3.7	38.9	20.3	15.6

注:()内は全体に対する割合

図 3-1 離農戸数の経営形態別割合(R5)

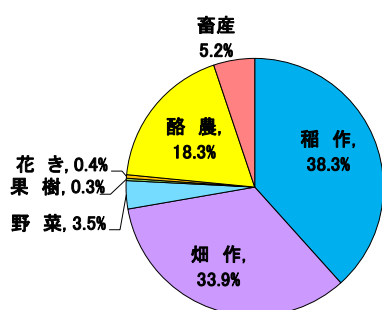


図 3-2 保有面積の経営形態別割合(R5)

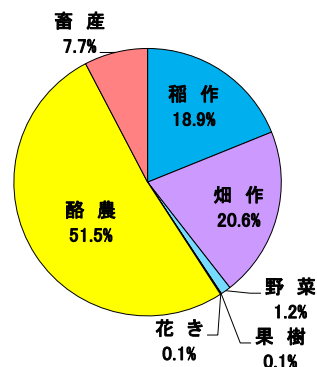


図 3-3 処分面積の経営形態別割合(R5)

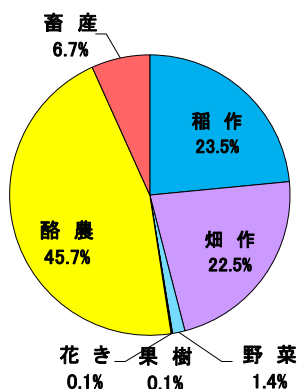


図 3-4 経営形態別の1戸当たり
処分農地面積(R5)

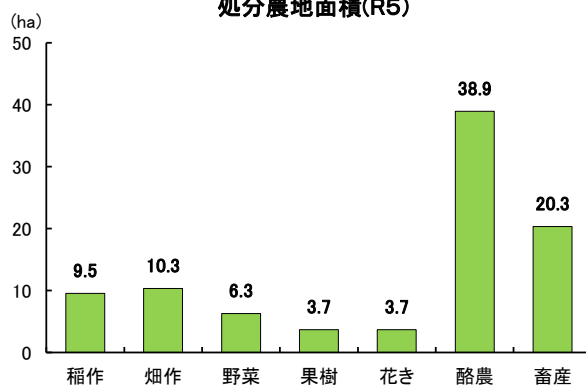


表 3-2 経営形態別離農戸数及び保有農地面積等の推移

(単位:戸、ha)

区 分	稲 作	畑 作	野 菜	果樹	花き	酪 農	畜 産	合 計
離農戸数	R3	220	153	18	10	97	27	525
	R4	242	205	20	14	4	127	635
	R5	260	230	24	2	3	124	678
保有農地面積	R3	1,635.8	1,712.6	65.2	17.2	4,772.1	780.9	8,983.8
	R4	1,682.5	2,712.8	106.3	44.0	14.8	5,873.9	10,784.7
	R5	2,578.5	2,805.9	169.5	7.4	11.2	7,028.5	13,648.0
処分農地面積	R3	1,379.0	1,386.4	53.2	17.0	3,657.7	560.0	7,053.3
	R4	1,455.9	2,374.0	89.0	40.5	14.8	3,917.3	8,156.8
	R5	2,479.2	2,377.0	151.3	7.4	11.0	4,826.2	10,563.8

注:R4調査から果樹と花きに分離

(離農農家の経営規模)

- 離農農家の経営規模は、保有農地面積10ha未満の階層が53.2%を占めている。
- 経営形態別には、稲作、野菜、果樹、花きは10ha未満の階層が多いが、畑作、酪農、畜産では10ha以上の階層が多くなっている。

表 3-3 経営規模別離農戸数の推移

(単位:戸)

	～1ha	1～3ha	3～5ha	5～10ha	10～20ha	20～30ha	30～50ha	50ha～	計	10ha未満	割合
S55	298	444	299	228	111	19	13	3	1,415	1269	89.7%
60	191	391	298	238	121	36	24	17	1,316	1118	85.0%
H2	180	466	439	386	156	48	42	22	1,739	1471	84.6%
7	79	255	272	302	150	62	48	18	1,186	908	76.6%
12	70	226	255	257	155	62	63	46	1,134	808	71.3%
17	60	160	172	271	139	46	42	25	915	663	72.5%
22	58	132	121	142	75	36	37	35	636	453	71.2%
27	41	139	139	164	137	54	51	49	774	483	62.4%
R元	52	99	89	133	107	31	37	48	596	373	62.6%
2	47	91	86	143	98	57	37	36	595	367	61.7%
3	32	67	74	134	92	37	39	50	525	307	58.5%
4	48	66	102	150	102	51	59	57	635	366	57.6%
5	31	79	96	155	127	53	63	74	678	361	53.2%

図 3-5 経営規模別離農戸数の割合の推移

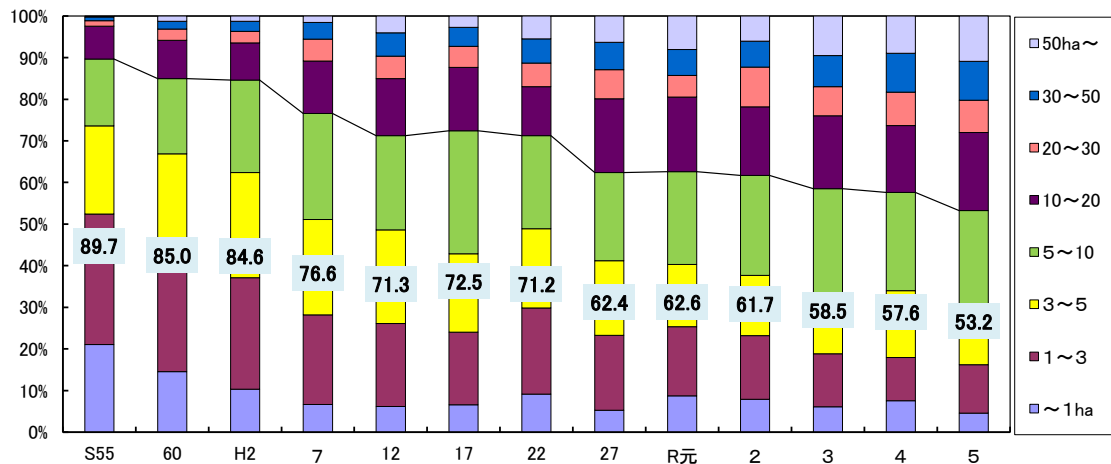
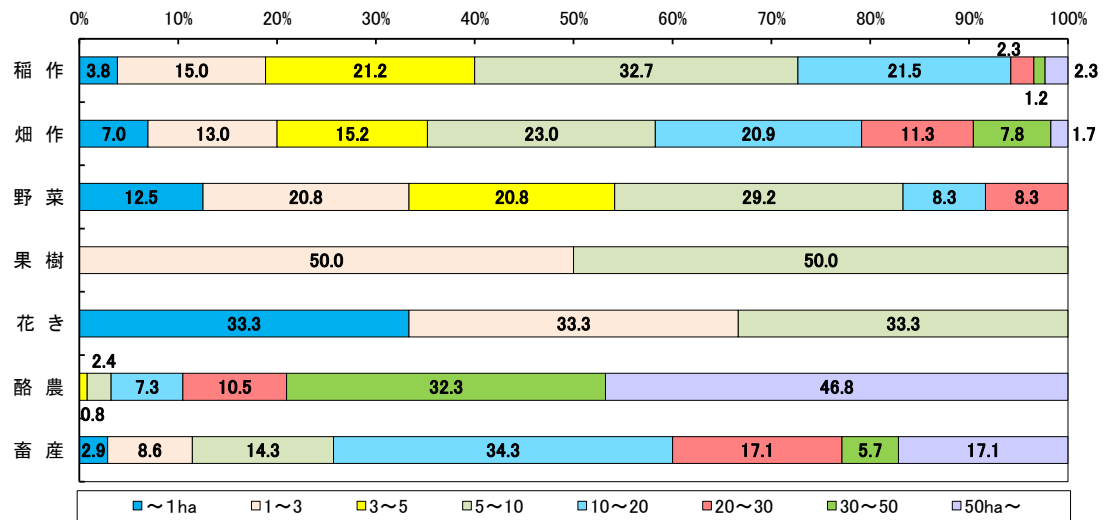


図 3-6 経営形態別・経営規模別の離農戸数の割合(R5)



4 世帯主年齢別の離農戸数等

離農農家の世帯主の約72%は65歳以上

- 離農農家を世帯主の年齢別にみると、65歳以上が71.5%と最も多く、最も少ないのは29歳以下の0.3%となっている。
- 1戸当たり処分農地面積は、29歳以下が最も多く81.2ha、次いで50～59歳の30.4ha、全体の平均は15.6haとなっている。
- 経営形態別の65歳以上の割合は、果樹と花きが100%、次いで稲作の81.2%となっているのに対し、酪農は41.1%と少なくなっている。
- 離農農家の世帯主の平均年齢は69.4歳と高齢となっており、振興局別では、渡島で77.7歳となっているのに対し、根室で57.6歳と比較的低くなっている。

表 4-1 世帯主年齢別の離農戸数と処分農地面積

(単位: 戸、ha、%)

	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合 計
離農戸数	2 (0.3)	19 (2.8)	34 (5.0)	59 (8.7)	77 (11.4)	485 (71.5)	2 (0.3)	678 (100.0)
処分農地面積	162.3 (1.5)	457.7 (4.3)	620.9 (5.9)	1,793.8 (17.0)	1,766.0 (16.8)	5,730.9 (54.3)	32.2 (0.3)	10,563.8 (100.0)
同1戸当たり	81.2	24.1	18.3	30.4	22.9	11.8	16.1	15.6

図 4-1 世帯主年齢別の離農戸数の割合(R5)

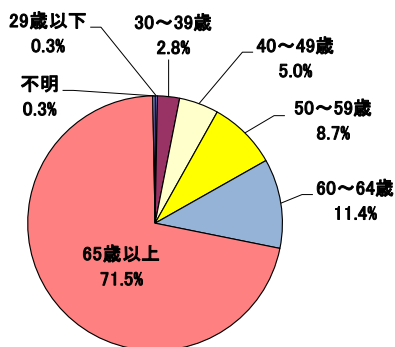


図 4-2 世帯主年齢別の1戸当たり処分農地面積(R5)

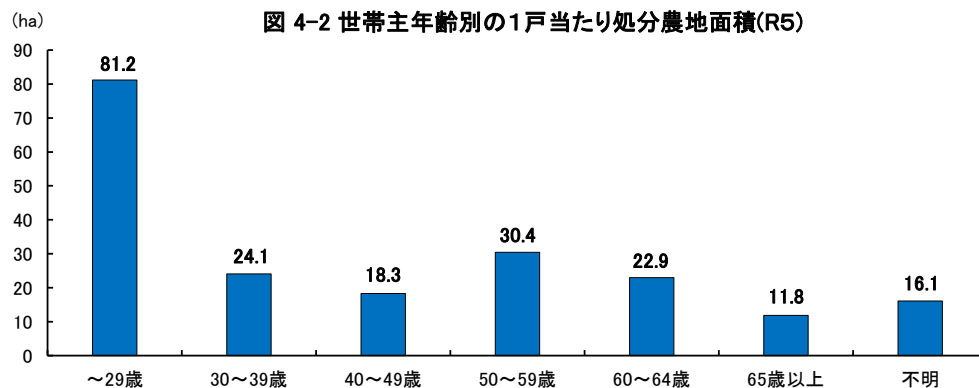


図 4-3 経営形態別の世帯主平均離農年齢の割合(R5)

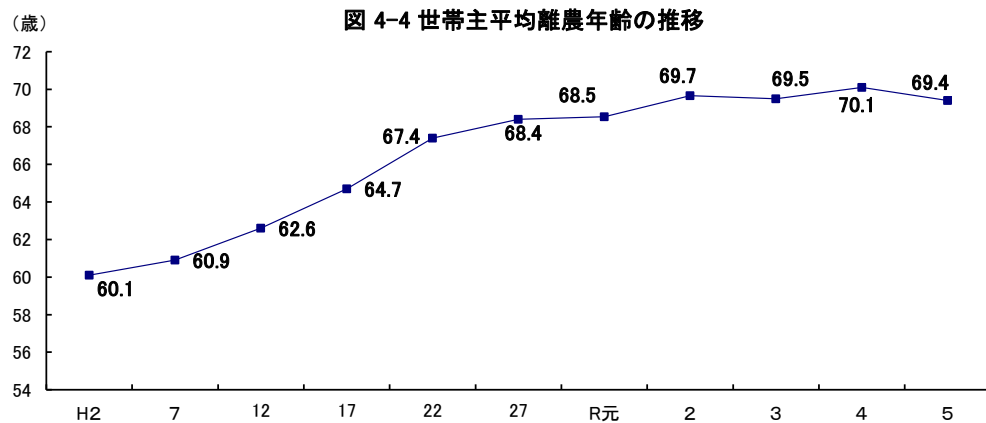
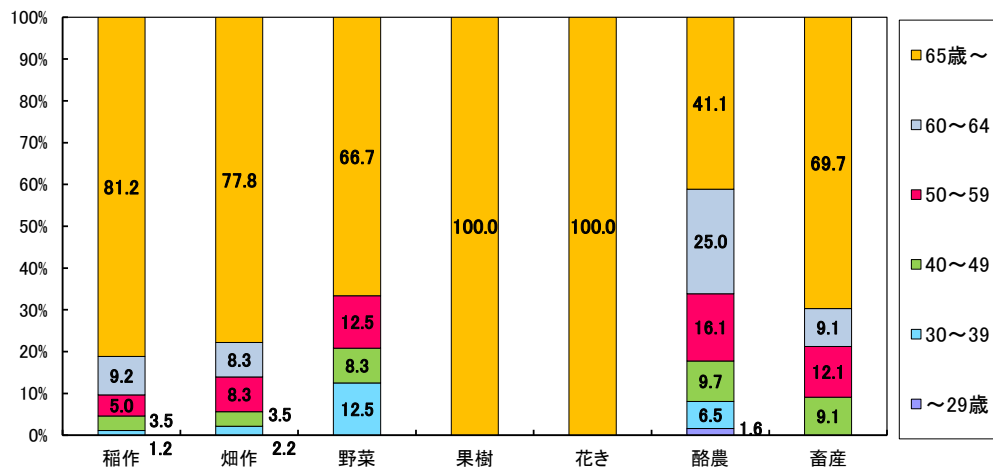


表 4-2 経営類型別の世帯主平均離農年齢の推移

(単位:歳)

区分	稲 作	畑 作	野 菜	果 樹	花 き	酪 農	畜 産	全 体
H22	69.2	67.8	68.5	73.6		60.0	64.0	67.4
27	71.0	67.1	69.1	77.2		61.1	68.5	68.4
R元	70.4	69.6	68.3	72.4		60.7	70.9	68.5
2	71.3	70.4	67.9	77.2		63.4	69.3	69.7
3	72.4	70.0	71.7	71.8		62.2	67.6	69.5
4	73.5	70.4	66.1	77.8	79.5	62.0	72.0	70.1
5	72.3	71.8	64.4	69.5	73.3	60.2	68.6	69.4

注: R4調査から果樹と花きを分離

表 4-3 振興局別の世帯主平均離農年齢(R5)

(単位:歳)

振興局	年齢	振興局	年齢	振興局	年齢	振興局	年齢
空知	71.9	日高	72.5	留萌	69.4	釧路	60.3
石狩	69.1	渡島	77.7	宗谷	61.3	根室	57.6
後志	64.0	檜山	68.3	オホーツク	66.1		
胆振	74.2	上川	73.5	十勝	65.8		

5 離農の理由

離農の理由は、「体力の限界」が最も多く約43%、次いで「本人や家族の健康状況」が約19%

- 離農理由は、「体力の限界」が多く42.9%、次いで「本人や家族の健康状況」、「経営継承(親子を除く)のタイミングの到来」となっている。
- 「その他」の理由については、「後継者不在」などが挙げられている。
- 離農の理由を1戸当たり処分農地面積で比較すると、「老後の生活面の不安の解消」が30.8haと最も多く、次いで「経営継承(親子を除く)のタイミングの到来」が18.0haとなっている。

図 5-1 離農理由の割合(R5)

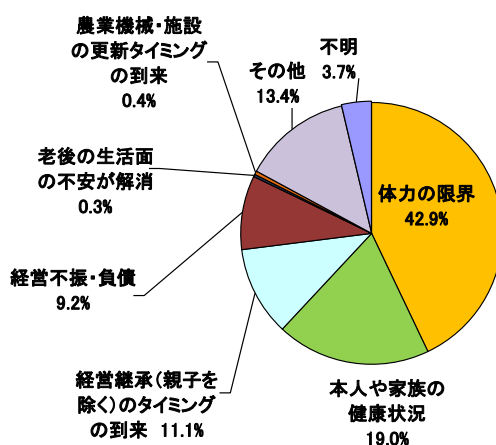
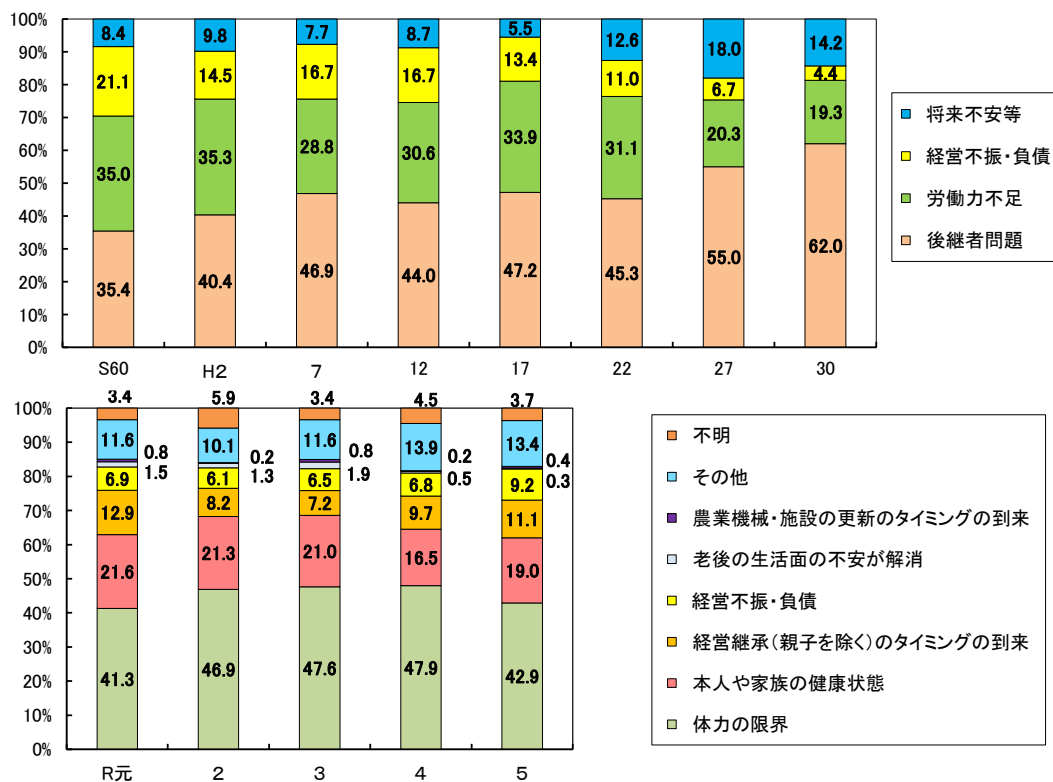


図 5-2 離農理由の割合の推移



注: R元から調査項目を更新、赤字はR元における調査項目(「経営不振・負債」は継続)

図 5-3 離農理由別の1戸当たり処分農地面積(R5)

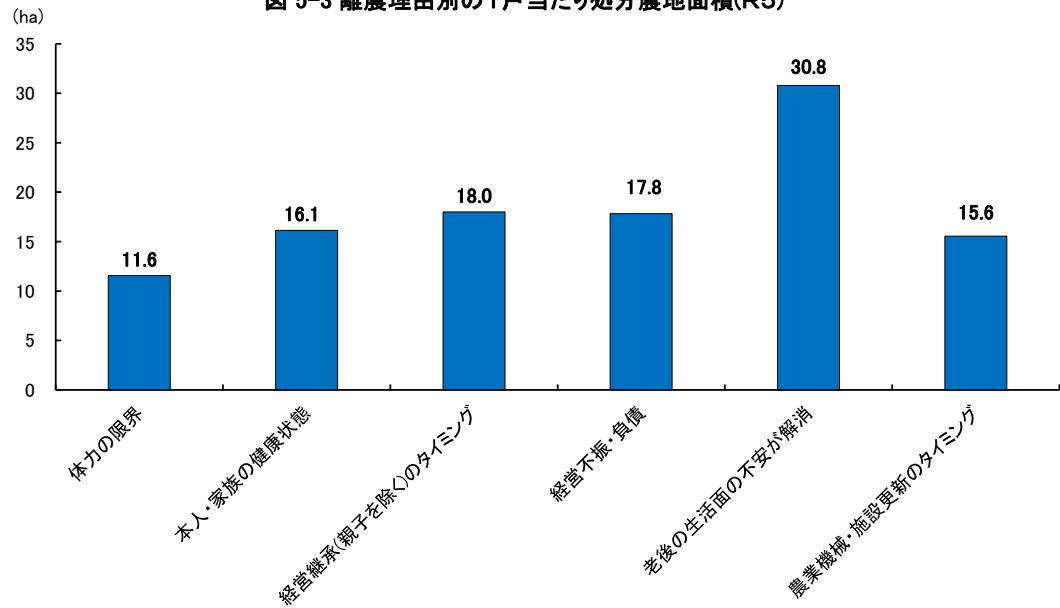
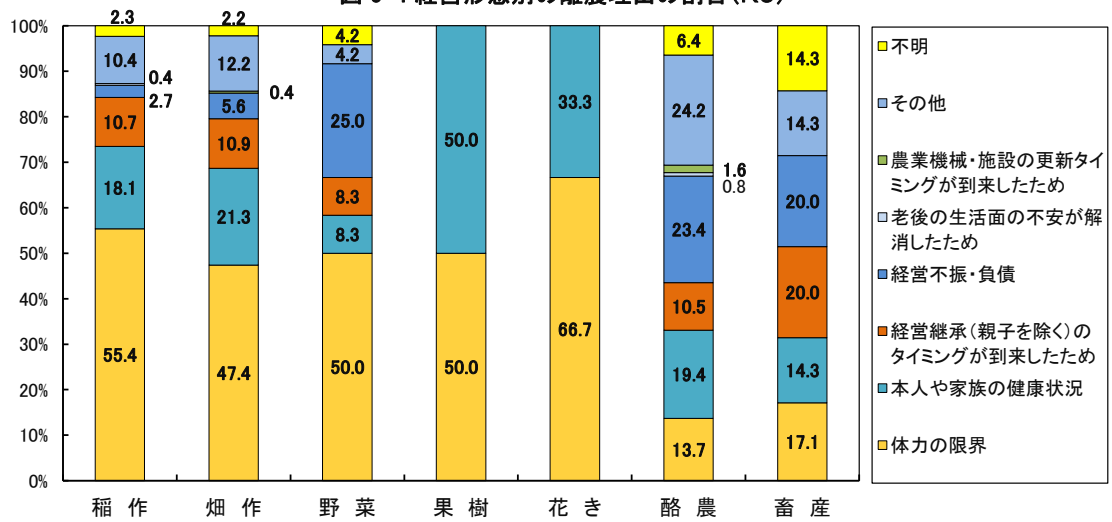


図 5-4 経営形態別の離農理由の割合(R5)



6 農地の処分状況

離農農家は保有農地の約77%を処分し、約23%を未処分のまま保有

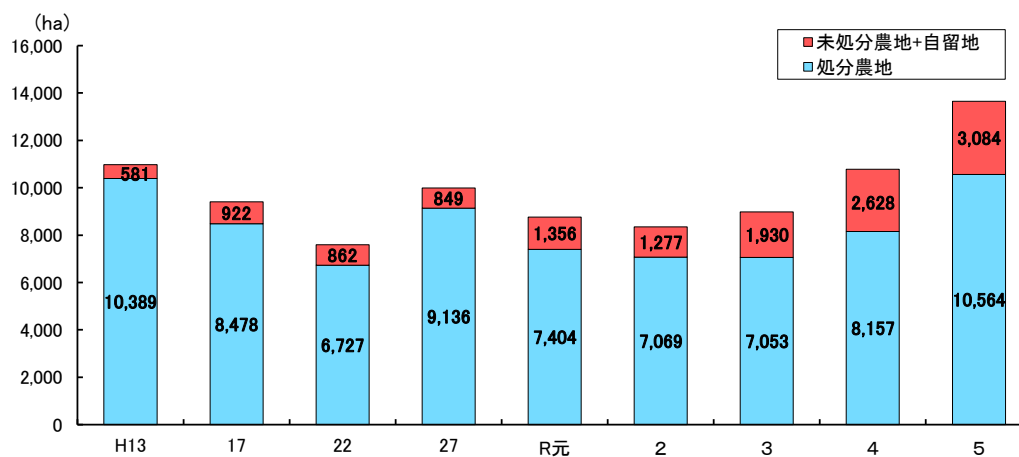
- 離農農家は保有農地の77.4%(10,563.8ha)を処分し、22.6%(3,084.2ha)を未処分のまま保有し、そのうち193.0haを自留地として保有している。
- 離農農家を処分形態でみると、全地処分農家は536戸(9,595.4ha)、一部処分農家は68戸(1,799.6ha)、全地未処分農家は74戸(2,253.0ha)となっている。

表 6 農地の処分・未処分の状況(R5)

(単位:戸、ha、%)

区 分		保有農地		処 分 内 訳		
			同割合	処分農地	未処分農地	自留地
全 地 処 分 農 家	戸 数	536	79.1			
	面 積	9,595.4	70.3	9,520.8		74.6
一 部 処 分 農 家	戸 数	68	10.0			
	面 積	1,799.6	13.2	1,043.0	753.2	3.4
全 地 未 処 分 農 家	戸 数	74	10.9			
	面 積	2,253.0	16.5		2,138.0	115.0
計	戸 数	678				
	面 積	13,648.0		10,563.8	2,891.2	193.0
	同割合	100.0		77.4	21.2	1.4

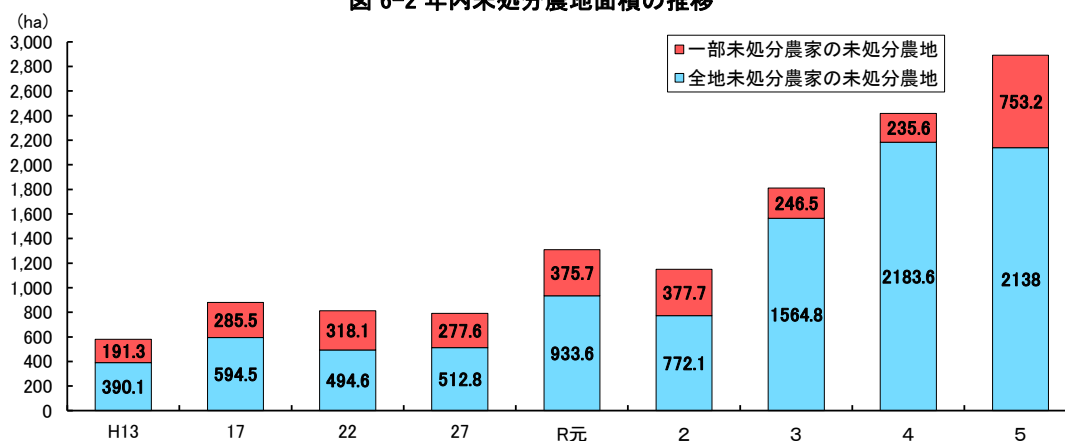
図 6-1 処分農地・未処分農地等の推移



(未処分農地の状況)

- 離農農家の未処分農地面積は、前年より472.0ha増加し、2,891.2haとなっている。
- 未処分農地面積を、全地未処分農家に係るものと一部未処分農家に係るものとに区分すると、それぞれ2,138.0haと753.2haとなっている。

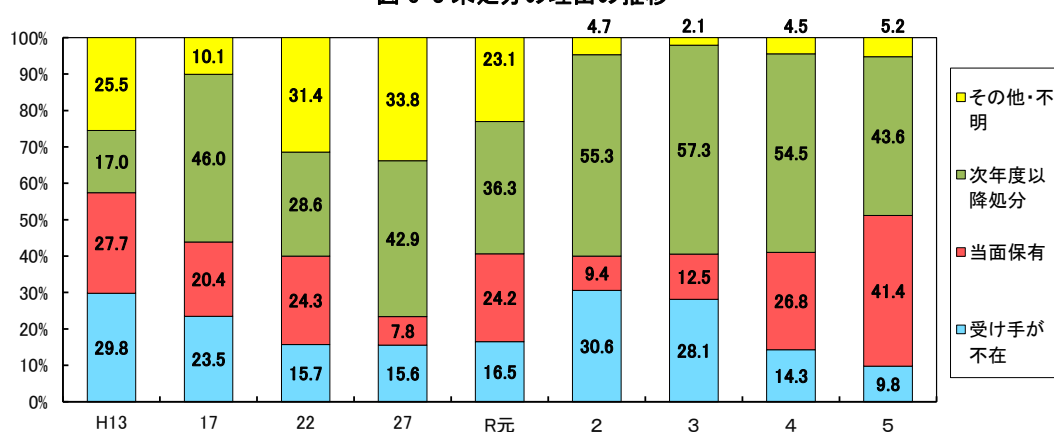
図 6-2 年内未処分農地面積の推移



(未処分の理由)

- 未処分の理由は、次年度以降処分とする者が全体の43.6%、次いで、当面保有する者が41.4%、受け手が不在の者が9.8%、その他・不明が5.2%となっている。

図 6-3 未処分の理由の推移



7 処分農地の引受先

処分農地面積の約74%は、農家が引受け

- 処分農地は、農家959戸に7,798.5ha、その他149戸に2,765.4ha引き受けられている。
- 一方、引受先1戸当たりでみると、その処分状況は、農家に8.1ha、その他に18.6ha引き受られたことになり、全体では9.5ha引き受けられたことになる。

表 7 処分農地の引受先(R5)

引 受 先		戸 数	面 積	面積／戸
農 家	農 家 個 人	697	4,586.3	6.6
	農地所有適格法人	262	3,212.2	12.3
	小 計	959	7,798.5	8.1
	構 成 比	86.6%	73.8%	
その他 (農家以外)	農地中間管理機構	109	2,397.6	22.0
	その他法人・一般個人	40	367.8	9.2
	小 計	149	2,765.4	18.6
	構 成 比	13.4%	26.2%	
計		1,108	10,563.9	9.5

(単位: 戸、ha)

図 7-1 引受先別農地面積の推移

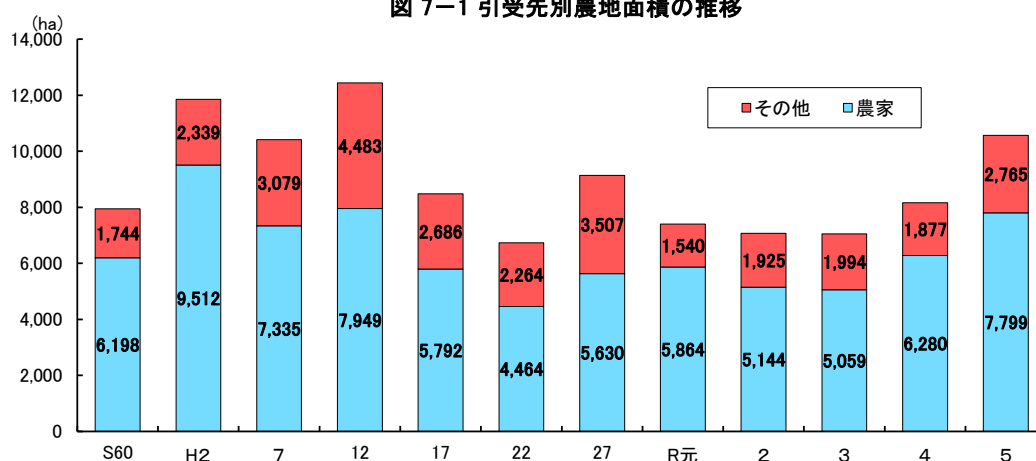
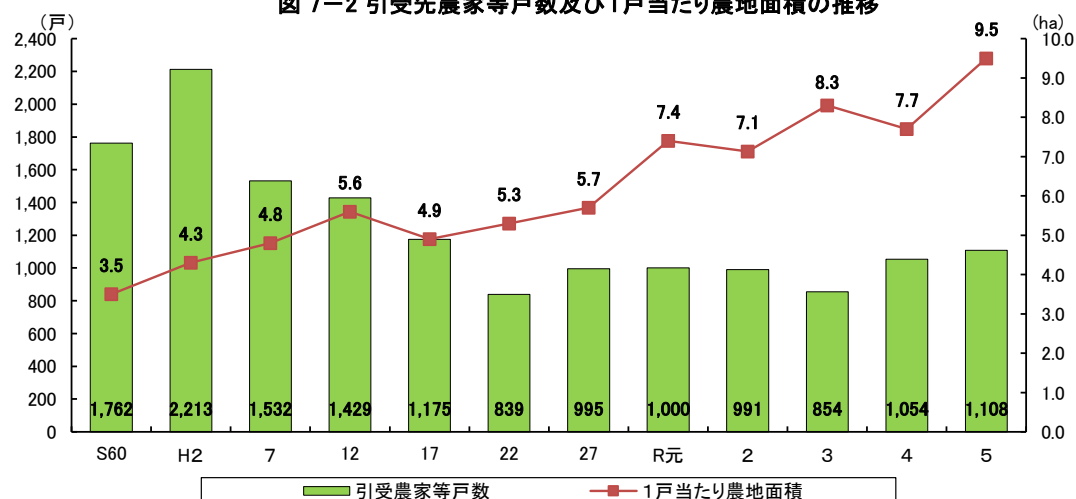


図 7-2 引受先農家等戸数及び1戸当たり農地面積の推移



(農家への引受状況―個人・法人別)

農家に処分された農地面積の約59%は、個人農家が引受け

- 農家に処分された農地面積の58.8%は個人農家に、41.2%は農地所有適格法人に引き受けられている。
- 引受農家の経営形態は、稲作が最も多く338戸、次いで畑作の312戸となっている。1戸当たりの引受面積では、酪農が15.1haと大きく、稲作、野菜、果樹、花きは小さい。

図 7-3 引受面積の個人・法人の割合の推移

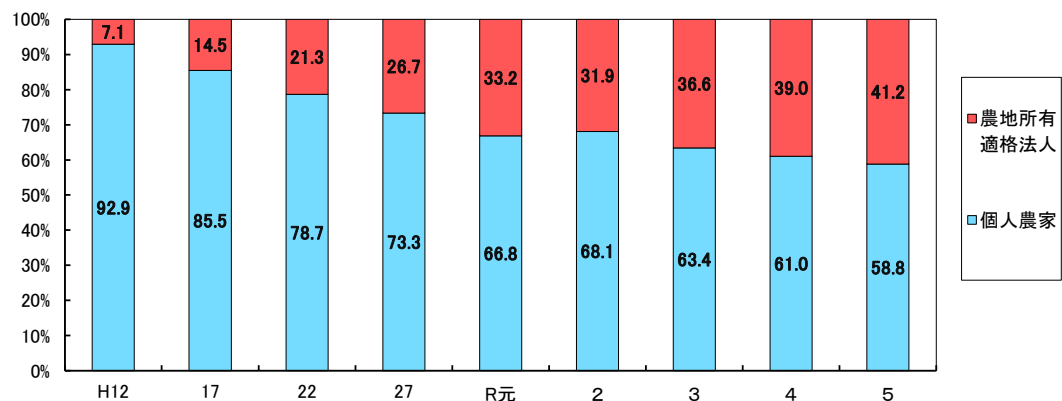


図 7-4 経営形態別の引受農家戸数及び1戸当たり引受面積(R5)

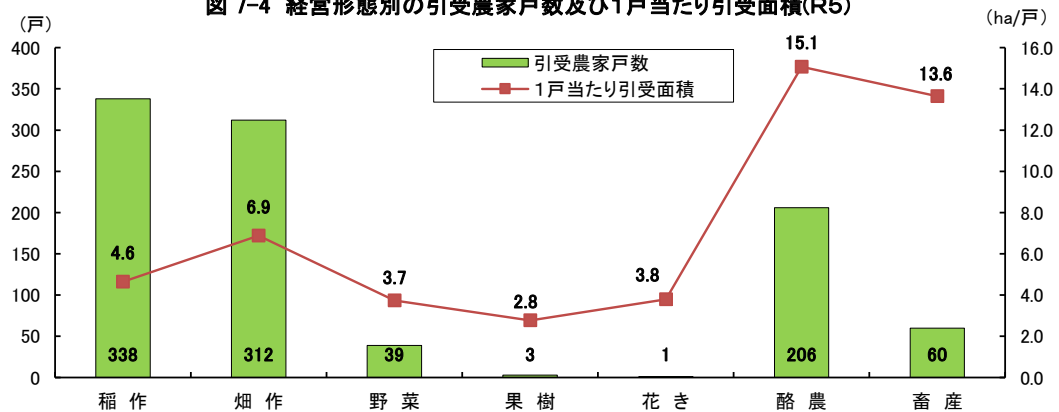


図 7-5 経営形態別引受面積の個人・法人の割合(R5)

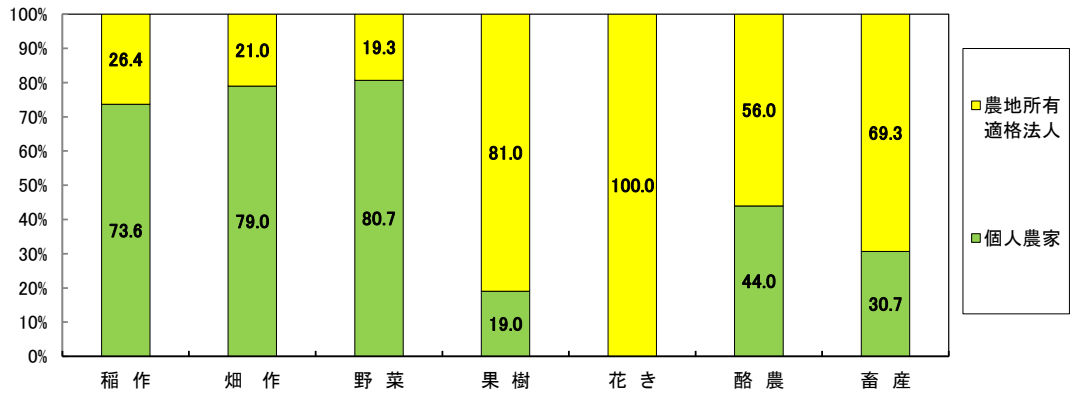
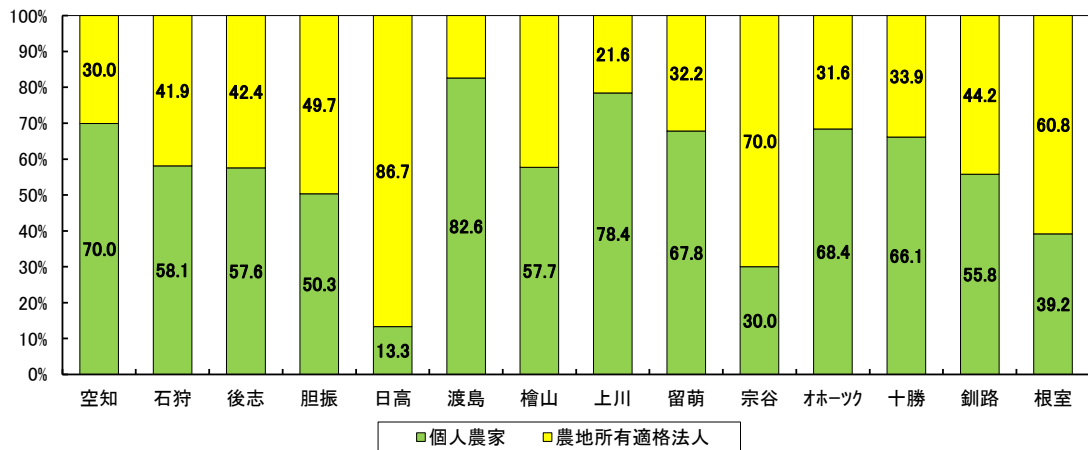


図 7-6 振興局別引受面積の個人・法人の割合(R5)



(農家への引受状況－認定農業者・その他別)

農家に引受けされた農地面積の約96%は、認定農業者が引受け

- 処分農地のうち農家に引き受けられた農地面積を認定農業者、その他の農業者に分類すると、認定農業者が 95.9%、その他の農業者が4.1%となっている。

図 7-7 引受面積の認定農業者・その他の農業者の割合の推移

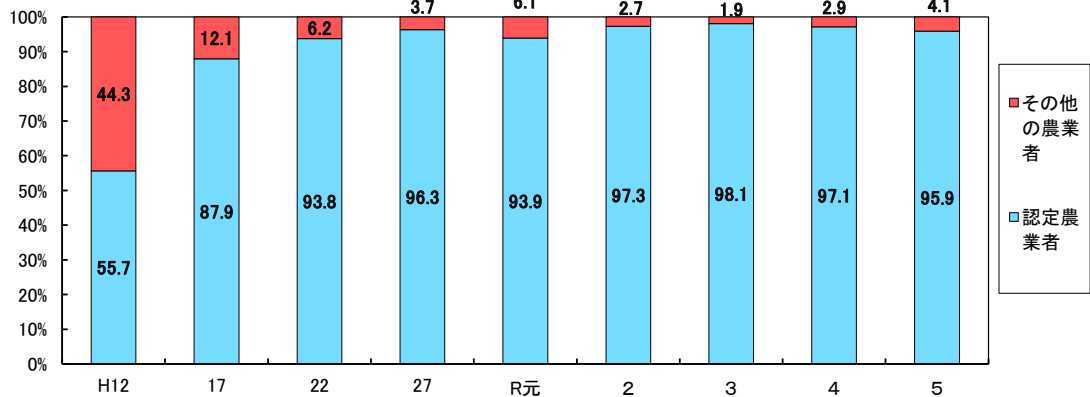
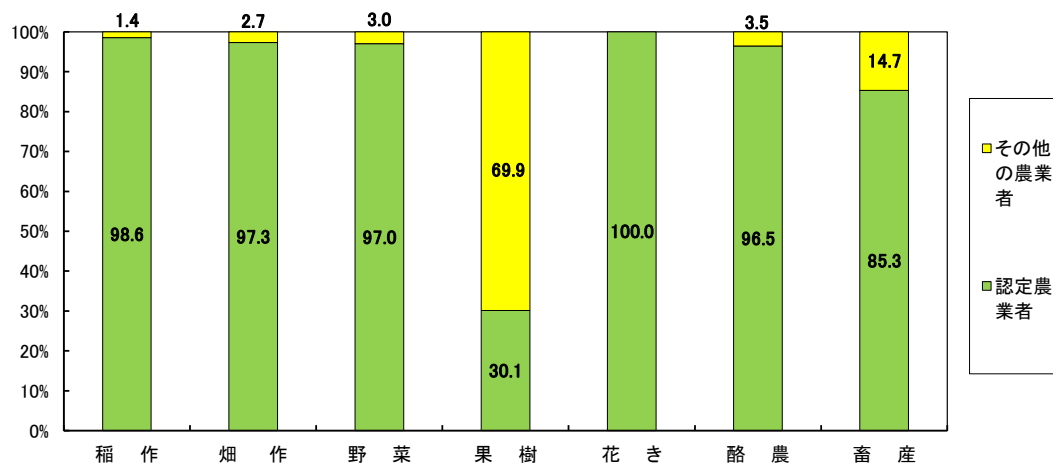


図 7-8 経営形態別引受面積の認定農業者、その他の農業者の割合(R5)

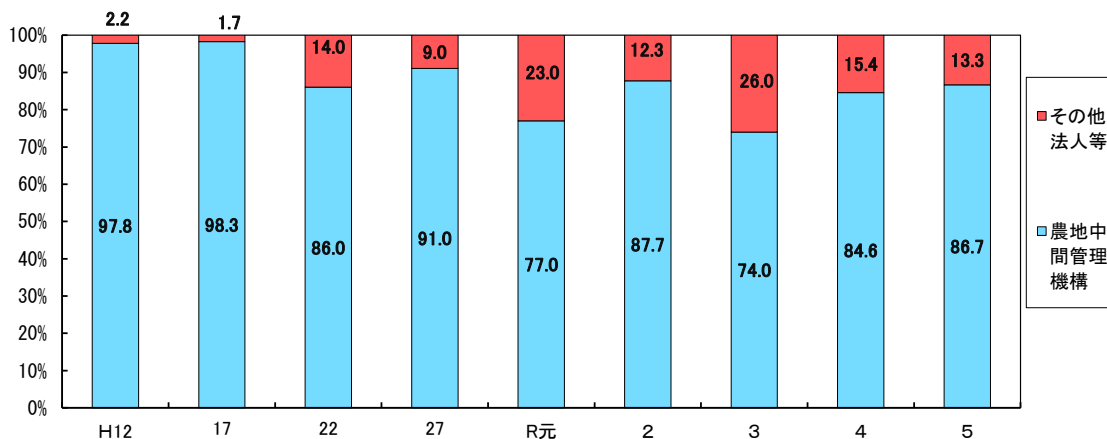


(その他への引受状況)

その他(農家以外)に引受けされた農地面積の約87%は、農地中間管理機構

- 処分農地のうちその他(農家以外)に引受けされた農地面積の86.7%は、農地中間管理機構が引受先となっている。

図 7-9 引受面積の農地中間管理機構・その他法人等の割合の推移



注：H25までは農地保有合理化法人が引き受けた農地面積

8 処分農地の適用法令別及び権利の種類

農地の処分形態は、所有権移転が約55%、賃借権の設定等が約45%
※ 農地法第4条、5条、18条及びその他を除く

- 農地の処分形態は、適用法令別にみると、処分農地面積のうち農地法第3条によるものが2,150.0ha(21.6%)、農業経営基盤強化促進法によるものが7,698.2ha(77.5%)、農地中間管理事業法によるものが91.6ha(0.9%)となっている。
- 権利の種類別にみると、所有権の移転が5,472.9ha(55.1%)、賃借権の設定等が4,466.9ha(44.9%)となっている。
- 振興局別では、空知、日高、根室などでは所有権移転の割合が高く、胆振、渡島、檜山などでは、賃借権の設定等の割合が高くなっている。

表 8-1 適用法令別・権利の種類別の農地面積の推移

(単位:ha、%)

年次	農 地 法				基 盤 強 化 法		農地中間管 理事業法	その他	計
	3 条		4・5条	18条	所有権 の移転	賃借権の 設定等	賃借権の 設定等		
	所有権 の移転	賃借権の 設定等							
S60	1,659.4	325.2	5.5	13.6	4,477.5	1,458.4	－	－	7,939.6
H2	1,267.7	267.6	16.7	20.7	5,505.8	4,771.8	－	－	11,850.3
7	484.2	293.7	19.1	0.0	5,201.8	4,415.1	－	－	10,413.9
12	606.0	224.1	3.0	171.9	6,194.2	5,233.1	－	－	12,432.3
17	276.8	229.9	2.4	173.1	3,892.2	3,842.0	－	61.6	8,478.0
22	369.4	416.6	1	159.5	3,349.9	2,362.4	－	40.5	6,699.3
27	312.6	507.2	14.2	458.0	4,148.6	3,112.4	583.4	－	9,136.3
R元	345.6	606.3	5.0	234.7	3,060.2	2,770.2	375.4	6.7	7,404.0
2	355.2	564.5	0.3	225.0	3,868.4	1,767.9	274.5	13.1	7,068.9
3	404.7	707.8	6.5	323.6	2,989.0	2,208.0	326.0	87.8	7,053.4
4	425.8	868.6	25.1	272.8	3,636.6	2,427.7	416.8	83.4	8,156.8
5	744.5	1,405.5	0.0	596.0	4,728.4	2,969.8	91.6	28.1	10,563.9
R5割合	7	13	0	6	45	28	1	0	100
R5-R4	318.7	536.9	▲ 25.1	323.2	1,091.8	542.1	▲ 325.2	▲ 55.3	2,407.1

注:1 「農地法第18条」については、賃借地を返還し、離農した場合が該当。

2 農地中間管理事業法による農地の処分は、平成26年4月から適用されている。

3 その他は、交換分合によるもの、道路用地に買収されたもの、基盤強化法の委託、その他の使用収益に係わるものなど。

表 8-2 適用法令別農地面積の推移

(単位:ha、%)

年次	農地法3条	基盤強化法	農地中間管理事業法	計
S60	1,984.6	5,935.9	—	7,920.5
H2	1,535.3	10,277.6	—	11,812.9
7	777.9	9,616.9	—	10,394.8
12	830.1	11,427.3	—	12,257.4
17	506.7	7,734.2	—	8,240.9
22	786.0	5,712.3	—	6,498.3
27	819.8	7,261.1	583.4	8,664.2
R元	951.8	5,830.4	375.4	7,157.6
2	919.6	5,636.3	274.5	6,830.4
3	1,112.5	5,197.0	326.0	6,635.5
4	1,294.3	6,064.3	416.8	7,775.4
5	2,150.0	7,698.2	91.6	9,939.8
	21.6%	77.5%	0.9%	

注:表8-2及び表8-3については、農地法4条、5条、18条及びその他を除く

表8-3 権利の種類別農地面積の推移

(単位:ha、%)

年次	所有権の移転	賃借権の設定等	計
S60	6,136.9	1,783.6	7,920.5
H2	6,773.5	5,039.4	11,812.9
7	5,686.0	4,708.8	10,394.8
12	6,800.2	5,457.2	12,257.4
17	4,169.0	4,071.9	8,240.9
22	3,719.3	2,779.0	6,498.3
27	4,461.2	4,203.0	8,664.2
R元	3,405.7	3,751.9	7,157.6
2	4,223.6	2,606.8	6,830.4
3	3,393.7	3,241.8	6,635.5
4	4,291.7	3,483.7	7,775.4
5	5,472.9	4,466.9	9,939.8
	55.1%	44.9%	

